

「大田区ウェルカムショップ」

「大田区まちかど観光案内所」

を募集します

大田区を「日本人も外国人も楽しめるまち」「人と人とのふれあいを大切にするまち」「ウェルカムな気持ちを表わしたい」という主旨にご賛同いただける皆様のご登録をお待ちしております。

大田区「蒲田」は、
観光庁により、訪日外国人旅行者の受入環境整備の外客受入戦略拠点に選ばれました！

「大田区ウェルカムショップ」とは、
外国人が安心して飲食・買い物・
観光・宿泊できる店舗・宿泊施設
などです。

「大田区まちかど観光案内所」とは、
観光マップ・パンフレットを配布
したり、近隣の案内をしたりする
ことで、来訪者にまちの情報提供
をする店舗・宿泊施設などです。

<観光マップ・パンフレットの例>



お問い合わせ

大田区観光・国際都市部観光課

電話 5744-1322 FAX 5744-1323

住所 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14

概要

	「大田区ウェルカムショップ」	「大田区まちかど観光案内所」
内容	(1) 外国人旅行者に対して、店舗の通常営業のサービスを提供する (2) ウェルカムショップステッカーを利用者の目に付きやすい場所に掲示する	(1) 観光マップ・パンフレットなどの配布・案内をする (2) 可能な範囲で、トイレ・休憩スペースの提供などのサービスを、店舗の通常営業利用客ではない来訪者に対しても提供する (3) まちかど観光案内所ステッカーを利用者の目に付きやすい場所に掲示する

1. 対象店舗 宿泊施設、飲食店、販売店、公衆浴場、記念館、博物館、駅等
※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する施設は対象としません。
2. 登録のメリット
 - (1) 区からの物品の提供を受けることができます。
 - ①観光マップ及び観光パンフレットなどの配布物（在庫がなくなり次第、配布を終了するものもありますので、ご了承ください。）
 - ②おもてなしマニュアル（外国人旅行者遭遇マニュアル）
 - ③区内観光資源・宿泊施設・飲食施設・緊急時連絡先等の案内用参考資料
 - ④表示ステッカー
 - (2) 事前に申請すれば、販売商品広告をはじめ店舗及び事業所などに、「大田区ウェルカムショップ」「大田区まちかど観光案内所」である旨を表示することができます。
 - (3) 区が行う「外国人対応おもてなし研修」や「外国人対応メニュー作成研修」を優先して受講することができます。
 - (4) 大田区報や区ホームページに掲載し、周知します。さらに、大田観光協会の発行する観光マップ等に掲載される場合があります。
3. 募集期間 随時受付いたしますので、お問い合わせください。
4. 応募方法 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、大田区産業経済部観光課へ提出ください。「大田区ウェルカムショップ」「大田区まちかど観光案内所」の両方に応募することもできます。（郵送、FAX、又は持ち込み）
5. 応募結果 申込書の内容を確認の上、ご連絡いたします。
4. 費用負担 登録にかかる費用負担及び報酬はありません。
5. 営業日・時間 各店舗で任意にお決めいただけます。
6. 登録期間 登録解除の申し出がない限り、登録は自動継続とします。